

津市立南が丘小学校PTA会則

第1章 総則

第1条 (名称及び事務局)

本会は、津市立南が丘小学校PTAと称し事務局を南が丘小学校に置く。

第2条 (目的)

本会は、家庭と学校及び地域社会における児童の健全な育成を目指して、父母または、保護者（以下「保護者等」という。）及び教職員が協力して教育を推進し、併せて相互の親睦を図る事を目的とする。

第3条 (定義)

この会則における用語の意味は、以下の各項に定めるところによる。

- 1 本校 津市立南が丘小学校をいう。
- 2 会員 本校に在学する児童の保護者等及び本校に勤務する教職員をいう。
- 3 P会員 本校に在学する児童の保護者等をいう。
- 4 T会員 本校に勤務する教職員をいう。
- 5 役員 第7条第1項の各号に定める者をいう。
- 6 委員 第8条第1項の各号に定める者をいう。
- 7 役員等 前第5号及び第6号の総称をいう。
- 8 運営協議会 津市学校運営協議会規則に基づき設置された本校学校運営協議会をいう。
- 9 選挙規定 PTA選挙規定をいう。

第4条 (会員)

本会は、P会員及びT会員をもって組織する。

第5条 (会員の責務)

会員は、本校の行事及び本会の活動に協力することを責務とする。

第2章 事業

第6条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の各項に掲げる事業を行う。

- 1 家庭及び学校における教育について必要な事業
- 2 校内外において会員の知識と教養の醸成を図り、また、児童の育成に資する事業
- 3 会員相互の親睦を深める事業
- 4 教育施設の充実を図り環境整備に協力する事業
- 5 T会員の研究等を助成する事業
- 6 学校運営協議会及び関係団体等への協力及び委員または担当者の選出を行う事業
- 7 その他必要と認める事業

第3章 役員・委員

第7条 (役員)

- 1 本会に次の役員を置く。
 - ① 会長
 - ② 統括副会長
 - ③ 副会長
 - ④ 書記
 - ⑤ 会計
- 2 本会には、必要に応じ顧問を置くことができる。

第8条 (委員)

- 1 本会に次の委員を置く。
 - ① 学級委員
 - ② 専門委員
 - ③ 地区委員
 - ④ 選挙管理委員
- 2 第6条の事業を推進するための部会を設置し、学級委員が兼務する専門委員は細則が定める部会に所属する。

第9条 (役員等の選出、兼務、免除、辞退にかかわる規定)

- 1 役員等の選出方法及び定員については、細則及び選挙規定に定める。また、役員等は、細則第4条に定める他の役職(関係団体・外部団体を含む)を兼ねることができない。
- 2 会長及び統括副会長および選挙管理委員長の経験者は、以後の役員等の選出を免除する。ただし、立候補は妨げない。
- 3 役員相当職とは、役員、各委員長、専門部長、学校運営協議会委員とする。役員相当職の経験者は、以後の役員相当職の選出を免除する。ただし、立候補は妨げない。
- 4 選挙管理副委員長(本部役員兼任を1年経験後、選管委員を1年経験)の経験者は「役員相当職」と「役員相当職以外の役員等」の両方を1回ずつ経験したものとみなす。
- 5 選挙管理委員(任期2年)経験者は、その意志に基づき「役員相当職」または「役員相当職以外の役員等を2回」の一方を経験したものとみなす。「役員相当職以外の役員等を2回」の場合、2回目の経験は選出対象と異なる児童に振り分けることが出来る。
- 6 前2項及び3項の規定について、「会長」を「南が丘中学校PTA会長」に、「役員相当職」を「南が丘中学校PTA役員相当職」にそれぞれ読み替えて適用する。尚、「以後」の取扱は、会員のすべての子どもが南が丘中学校を卒業する日までとする。
- 7 役員等の選出について選挙管理委員会で認められた者は、役員等の選出を辞退できる。
- 8 役員等にある者が、引き続き、本会から派遣されている関係団体において代表又は副代表に従事することとなった場合は、統括副会長を経験したものとみなす。

第10条 (役員等の任期)

役員等の任期は、以下のように定める。

- 1 会長の任期は、会員の承認を得た日から3回目の通常総会の日までとする。ただし、役員職にある者が会員の承認を得て会長となった場合は、会員の承認を得た日から2回目の通常総会の日までとする。また、立候補による再任を除き、その任期は3回目の通常総会の日を超えてはならない。
- 2 選挙管理委員の任期は、会員の承認を得た日から3回目の通常総会の日までとする。
- 3 会長と選挙管理委員を除く役員等の任期は、会員の承認を得た日から次の通常総会の日までとする。ただし、役員職にある者が会員の承認を得て会長となった場合は、会員の承認を得た日までとする。

第11条 (学校長の役割)

学校長は、学校運営の責任者としてすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第12条 (役員等・顧問の職務)

役員等及び顧問の職務は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 会長 本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 統括副会長 副会長を統括し、会務の円滑な推進に寄与する。
- 3 副会長 会長を補佐し、会長が不在の時はその職務を代行する。
- 4 書記 会議等の書類を保管するとともに、本会の文書事務を行う。
- 5 会計 本会の会計を掌理する。
- 6 顧問 本会のすべての会合等に出席して意見を述べるができる。
- 7 委員 本会及び委員会の活動を推進する。なお、職務の詳細は細則に定める。

第4章 総会

第13条 (総会)

- 1 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。
- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
 - ① 定期総会は、年度初めに開くものとする。
 - ② 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の請求があったときに開くことができる。
- 3 総会は、1世帯1名とする全会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 5 感染症などの影響により、本校にて総会を開催できない場合は、議案とその説明文書および議決権行使のための書面を全世帯に一票ずつ配布することで総会に代えることができる。この場合、全世帯の2分の1以上による議決権行使書の提出により総会は成立し、議決権行使書を提出した世帯の過半数で議事を決するものとする。

第14条

総会は、以下の各項に定めたことを行う。

- 1 事業報告及び収支決算報告に関する事項
- 2 役員等の承認及び解任に関する事項。ただし、運営委員会で審議された事項を除く。
- 3 役員等の補欠候補者の承認に関する事項
- 4 事業計画案及び収支予算案に関する事項
- 5 会則変更に関する事項
- 6 会費変更に関する事項
- 7 その他必要と認めた事項

第5章 合同委員会

第15条

- 1 合同委員会は、役員等で構成し、本会の最高執行機関であり、総会に次ぐ議決機関とする。
- 2 合同委員会は、会長が必要と認めたとき、または委員の2分の1以上の請求により開くことができる。
- 3 合同委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。
- 4 合同委員会の議事は、出席者の過半数で決する。
- 5 感染症などの影響により、本校にて合同委員会を開催できない場合は、議案とその説明文書および議決権行使のための書面を構成員の世帯に一票ずつ配布することで合同委員会に代えることができる。この場合、構成員の世帯の2分の1以上による議決権行使書の提出により合同委員会は成立し、議決権行使書を提出した世帯の過半数で議事を決するものとする。

第16条

合同委員会は、以下の各項に定めたことを行う。

- 1 細則の改正に関する事項
- 2 総会で承認を得た収支予算に因らない予算執行に関する事項
- 3 運営委員会または役員会において、合同委員会で審議・処理することが妥当と判断した事項

第6章 運営委員会

第17条

- 1 運営委員会は、役員、委員長、副委員長、部長及び副部長で構成し、合同委員会に次ぐ執行機関であり、次の各号の場合に限り、第5章の各条を適用するものとする。
 - ① 各委員長及び部会の長が、運営委員会において審議・処理することについて、各委員会及び各部会を構成する委員の3分の2以上の委任を得た場合。ただし、委任は書面によるものとする。
 - ② 不測の事態に対応するため、臨時総会または合同委員会を開催する時間的余裕等がない場合で、運営委員会において審議・処理することが必要と判断したとき。
- 2 運営委員会は、会長または役員会において必要と認めたときに開くものとする。
- 3 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。
- 4 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。
ただし、選挙規定の改正に関する議事は、出席者の3分の2以上の賛成により決する。
- 5 感染症などの影響により、本校にて運営委員会を開催できない場合は、議案とその説明文書および議決権行使のための書面を構成員の世帯に一票ずつ配布することで運営委員会に代えることができる。この場合、構成員の世帯の2分の1以上による議決権行使書の提出により運営委員会は成立し、議決権行使書を提出した世帯の過半数で議事を決するものとする。

第18条

運営委員会は、以下の各項に定めたことを行う。

- 1 役員等に欠員が生じた場合の選出に関する事項
- 2 本会の運営に支障がある場合の役員等の解任に関する事項
- 3 役員会において、運営委員会で審議・処理することが妥当と判断した事項
- 4 PTA選挙規定の改正に関する事項
- 5 緊急事態の対応に関する事項

第7章 役員会

第19条

- 1 役員会は、役員で構成し、以下の各号に定めたことを行う。
 - ① 本会の事業計画に基づく事業の総合的な推進・調整・執行
 - ② 委員の活動の調整
 - ③ 委員の職務に属さない案件の審議及び処理
 - ④ 事業計画案及び収支予算案の作成
 - ⑤ 緊急事態への対応（予算執行を伴うものを含む）
- 2 役員会は、上記①を行う場合においては、常に第6条の規定に基づいた執行を行うとともに、第2条の目的が期待できないおそれがあると認められる場合には、執行しないことを判断することができる。
- 3 会務を円滑に遂行するため、必要に応じ会長がこれを招集する。
- 4 役員会は、2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。
- 5 役員会の議事は、統括副会長を除く出席者の過半数で決する。

第8章 学級・専門・地区・選挙管理委員会

第20条（学級委員会）

- 1 学級委員会は、学級委員により構成し、以下の各号に定めたことを行う。
 - ① 選出された学年における活動の企画・運営
 - ② 選出された学年と異なる学年における活動の推進
 - ③ その他、細則に定められた活動の推進
- 2 学級委員会は、学級委員長、副委員長並びに学年連絡係を置く。
- 3 学級委員会の招集は、会長及び学級委員長または学年連絡係もしくは担当T会員が必要に応じて行う。
- 4 学年別学級委員会の招集は学級委員長または学年連絡係もしくは担当T会員が必要に応じて行う。

第21条（専門部会）

- 1 専門部会は、学級委員が兼務する専門委員により構成し、所属する部会において、以下の各号に定めたことを行う。
 - ① 部会活動の企画・運営
 - ② 所属する部会と異なる部会における活動の推進
 - ③ 地域団体等への担当者の選出に関する事項
 - ④ その他、PTA活動の推進
- 2 部会は、部長、副部長を置く。
- 3 部の招集は、会長または各部会の長が必要に応じて行う。
- 4 会則及び細則における、「部長」、「副部長」の意味は、それぞれ各委員会における委員長、副委員長と同義とする。また、その逆も同様とする。

第22条（地区委員会）

- 1 地区委員会は、地区委員により構成し、以下のことを行う。
 - ① 地区PTA活動の企画・運営
 - ② 地区委員の選出に関する事項
 - ③ 南が丘学校支援委員会の活動に関する事項
 - ④ その他、細則に定められた活動の推進
- 2 地区委員会は、地区委員長、副委員長を置く。
- 3 会の招集は、会長または地区委員長が必要に応じて行う。

第23条（選挙管理委員会）

- 1 選挙管理委員会は、選挙管理委員により構成し、以下のことを行う。
なお、活動の詳細は細則に定める。
 - ① T会員を除く役員等の選出等に関する事項
 - ② 第18条第1項に関する事項
 - ③ その他、細則に定められた活動の推進
- 2 選挙管理委員会は、選挙管理委員長、副委員長を置く。
- 3 会の招集は、選挙管理委員長が必要に応じて行う。

第9章 会計

第24条 (収入)

本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第25条 (南が丘小学校PTA基金運用の特例)

PTA事業計画を円滑に推進するため、PTA会費が金融機関に振り込まれるまでの間、南が丘小学校PTA基金(以下「基金」という。)の2分の1を超えない範囲で基金を運用することができる。ただし、基金の2分の1を超えない場合であっても、予定される会費の振込額を超えて運用してはならない。また、会費が振り込まれた場合は速やかに基金に戻入するものとする。

第26条 (会費)

- 1 会費は、1世帯当たり月額400円とする。
- 2 月の1日に会員である者は、当該月の会費を納めるものとする。

第27条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第28条 (会計監査)

- 1 本会の会計を監査するため、2名の監査委員を置く。
- 2 会計監査は、年1回以上行い、その結果を総会において報告する。
- 3 会計監査の任期は、第10条第3項に準じる。
- 4 監査委員の選出方法は、選挙規定に定める。

第10章 情報公開

第29条

- 1 PTA総会及び役員会ならびにこれらに準ずる会議が開催された場合は議事録を作成し、当該年度終了より5年間保管するものとする。
- 2 議事録の作成・保管にあたっては、書記担当役員が管理するものとする。
- 3 会員及び利害関係を有する者は、必要に応じ議事録の開示を請求することができる。
 - ① 情報開示は役員会に請求するものとする。
 - ② 利害関係を有する者に対する開示にあたっては、利害関係に関する必要な部分のみとする。
- 4 本規定は、学級・専門・地区・選挙管理委員会において準用するものとする。

第30条

この会則の定めのない規定は、細則に定める。

付則 本会則は、平成4年5月6日から施行する。

略

平成27年5月2日 全部改正

略

令和2年12月11日 一部改正

略

令和5年4月28日 一部改正

略